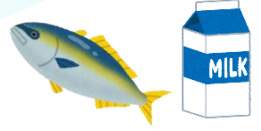




枚方市 ひこぼしくん

食品等の営業許可制度が 変わります！



令和3年6月1日から、食品等の営業許可が34業種から**32業種**に再編されます。また、許可の対象外の業種についても**届出が必要**になります。（一部の業種を除きます。）

令和3年5月31日までの 許可業種

A

喫茶店営業、あん類製造業、魚肉練り製品製造業、食品の冷凍又は冷蔵業（の内、冷凍食品製造業）、乳酸菌飲料製造業、マーガリン又はショートニング製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、ソース類製造業、缶詰又は瓶詰食品製造業、そうざい製造業、調理機能を有する自動販売機

B

飲食店営業、菓子製造業、アイスクリーム類製造業、乳処理業、特別牛乳搾取処理業、乳製品製造業、集乳業、食肉処理業、食肉販売業（C以外）、魚介類販売業（C以外）、食肉製品製造業、魚介類競り売り営業、食品の放射線照射業、清涼飲料水製造業、氷雪製造業、食用油脂製造業、酒類製造業、豆腐製造業、納豆製造業、麺類製造業、添加物製造業

C

乳類販売業、食肉販売業（包装済み品の販売のみ）、魚介類販売業（包装済み品の販売のみ）、食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍・冷蔵倉庫業）、氷雪販売業

令和3年6月1日から

主な変更点

- **新しい業種になります。**
- 現在許可を取得している場合は許可満了日まで有効です。その後更新する場合は新しい業種での**許可申請が必要**になります。

- **業種の変更はありません。**

- **届出が必要**になります。
- 現在許可を取得されている場合は届出不要です。
- 届出業種は更新の必要はありません。

裏面で新しい32業種や届出業種をチェック！！

※要許可業種によっては業種の変更や適用範囲が変わるものがありますので、詳細は枚方市保健所までお問合せください。



要許可業種

令和3年6月1日以降

①飲食店営業 ②調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業 ③食肉販売業 ④魚介類販売業 ⑤魚介類競り売り営業 ⑥集乳業 ⑦乳処理業 ⑧特別牛乳搾取処理業 ⑨食肉処理業 ⑩食品の放射線照射業 ⑪菓子製造業 ⑫アイスクリーム製造業 ⑬乳製品製造業 ⑭清涼飲料水製造業 ⑮食肉製品製造業 ⑯水産製品製造業 ⑰氷雪製造業 ⑱液卵製造業 ⑲食用油脂製造業 ⑳みそ又はしょうゆ製造業 ㉑酒類製造業 ㉒豆腐製造業 ㉓納豆製造業 ㉔麺類製造業 ㉕そうざい製造業 ㉖複合型そうざい製造業 ㉗冷凍食品製造業 ㉘複合型冷凍食品製造業 ㉙漬物製造業 ㉚密封包装食品製造業 ㉛食品の小分け業 ㉜添加物製造業



「新設・再編された業種（9つ）」

業種名	許可の内容
調理の機能を有する自動販売機により食品を調理し、調理された食品を販売する営業	従来の飲食店営業または喫茶店営業として取り扱われていた自動販売機が単独の業種となりました。
水産製品製造業	魚介類などを主原料とする食品を製造する営業。従来の魚肉練り製品製造業が含まれます。
液卵製造業	鶏卵から卵殻を取り除いたものを製造をする営業。
みそ又はしょうゆ製造業	従来のみそ製造業としょうゆ製造業が統合されました。
複合型そうざい製造業	そうざい製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造業を除く。）又は麺類製造業に係る食品を製造する営業。HACCPに基づく衛生管理を行う必要あり。
複合型冷凍食品製造業	冷凍食品製造業と併せて食肉処理業又は菓子製造業、水産製品製造業（魚肉練り製品の製造業を除く。）又は麺類製造業に係る食品（冷凍食品に限る。）を製造する営業。HACCPに基づく衛生管理を行う必要あり。
漬物製造業	漬物を製造する営業。
密封包装食品製造業	レトルトパウチ食品、缶詰、瓶詰その他の容器包装に密封された食品であって常温で保存できるものを製造する営業。
食品の小分け業	要許可業種（一部を除く）で製造された食品を小分けする営業。

要届出業種

- すでに営業している場合は**令和3年11月30日までに届出が必要です**（従来許可業種は不要）。
- 要許可業種に該当しないすべての業種（販売業、製造・加工業、器具・容器包装の製造業（合成樹脂使用）など）が届出対象です（下記の届出対象外業種を除く）。
- 従来許可業種で届出業種になるものは、乳類販売業、魚介類販売業（包装済み品の販売のみ）、食肉販売業（包装済み品の販売のみ）、食品の冷凍又は冷蔵業（冷凍冷蔵倉庫業）、氷雪販売業、コップ式自動販売機（屋内設置）の6つです。
- HACCPに沿った衛生管理の導入と、食品衛生責任者の設置も必要です。

許可・届出対象外業種

食品又は添加物の輸入をする営業、食品又は添加物の貯蔵又は運搬業（冷凍又は冷蔵業を除く）、容器包装に入れられ常温で保存可能なものを販売する営業、器具又は容器包装の製造をする営業（合成樹脂が使用されたものを除く）、器具又は容器包装の輸入または販売業 など